



平成 23 年 11 月 29 日

各 位

会 社 名 アジア・アライアンス・
ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高森 幸太郎
(コード番号：9318 東証第 2 部)
問合せ先 経営企画部長 上野 弘行
(TEL：03-5638-8562)

取締役及び監査役に対するストックオプション（新株予約権）の 発行内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権の発行内容を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件は、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 86 回定時株主総会において承認された第 7 号議案「取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件」に基づいて行うものです。詳細は、添付の平成 18 年 5 月 26 日付開示資料「取締役及び監査役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

1. 本件新株予約権と引換えに金銭の払い込みをすることの要否
本件新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない。
2. 本件新株予約権を割り当てる日
平成23年11月29日
3. 本件新株予約権の割当対象者および割り当てる新株予約権の数
当社取締役5名に対し計3,200個、当社監査役3名に対し計800個、合計4,000個を割り当てる。
4. 新株予約権の目的である株式の数
新株予約権1個につき目的となる株式は、当社普通株式100株とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権 1 個当たり 1,600 円（1 株当たり 16 円）

【ご参考】

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 18 年 5 月 26 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 18 年 6 月 29 日 |

以 上



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 ジェイ・ブリッジ 株式会社
代表者名 代表取締役社長 榊 澤 徹
(コード番号：9318 東証第 2 部)
問合せ先 I R・広報室長 山下 正寛
(TEL：03-5549-7861)

**取締役及び監査役に対するストック・オプションに関する報酬等の額
及び内容決定に関するお知らせ**

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 86 回定時株主総会に、下記の通り「取締役及び監査役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件」を付議することを決議しましたので、お知らせ致します。

記

I 議案の理由

会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行前におきましては、ストック・オプションについて、株主様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続においては株主総会の特別決議によるご承認となっておりましたが、会社法施行後は、当社取締役及び監査役に対してストック・オプションとして発行される新株予約権は、取締役及び監査役の報酬等に該当すると位置づけられることとなりました。そこで、当社取締役の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保すること、ならびに当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、当社取締役及び監査役に対する報酬等としてストック・オプションを付与することについて、ストック・オプションに関する取締役及び監査役の報酬等の額のご承認をお願いするとともに、ストック・オプションとして交付される新株予約権の具体的内容のご承認をお願いするものであります。

II 議案の内容

1. 報酬等の額

当社の取締役の報酬額については、平成 17 年 6 月 29 日開催の第 85 回定時株主総会において、年額 4 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とすることについてご承認を頂いておりますが、この報酬額とは別に、当社取締役に対してストック・オプションとして交付される下記 2 記載の新株予約権に関する報酬等の額として、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に於いて年額 10,000 万円以内とする旨をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は 7 名であります。第 86 回定時株主総会にて取締役選任の議案が承認可決されますと取締役の人数は 7 名となります。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものと致します。

当社の監査役の報酬額については、平成 16 年 6 月 15 日開催の第 84 回定時株主総会において年額 6,000 万円以内とするについてご承認を頂いておりますが、この報酬額とは別に、当社監査役に対してストック・オプションとして交付される下記 2 記載の新株予約権に関する報酬等の額として、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に於いて年額 1,000 万円以内とする旨をお願いするものであります。

なお、現在の監査役は 3 名であります。第 86 回定時株主総会にて監査役選任の議案が承認可決されますと、監査役の人数は 3 名となります。

(添付資料)

2. 報酬等として付与されるストック・オプション（新株予約権）の具体的内容

ストック・オプションとして当社取締役に対して各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降1年間に交付する新株予約権の具体的内容は以下のとおりとします。

- (1) 各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降1年間に交付する新株予約権の総数の上限
各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降1年間に交付する新株予約権の総数は4,000個を上限とする。

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式400,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降1年間に交付する新株予約権を行使することによる交付を受けることができる株式数の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、あわせて「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

ただし、これらの調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が当該割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資及び新株予約権の行使により新株を発行もしくは自己株式を交付する場合は除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から5年間の範囲内で、当社取締役会の定める期間とする。

- (5) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(添付資料)

- ② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヵ月以内（ただし、新株予約権の行使期間の末日までとする。）に相続人の行使を認める。
 - ③ その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において別途定めるところによる。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 当社による新株予約権の取得
- ① 新株予約権者が権利行使する前に、上記(5)①に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別に定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② その他当社が新株予約権を取得する事由については当社取締役会において定めるところによる。
- (8) 新株予約権証券の発行
- 新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。
- (9) その他、本件新株予約権の内容、募集事項及び細目については当社取締役会において定めるところによる。

上記の内容につきましては、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 86 回定時株主総会において、「取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件とします。

以 上